

確定申告のための

税務便覧

監修：日本税務会計学会副会長 宮森 俊樹

所 得 税 便 覧

確定申告をしなければならない者

- ①その年分の所得の合計額（源泉分離課税とされる利子所得及び源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当所得等を除く）が、すべての所得控除額の合計額を超えるか、かつ、その超える金額に対する所得税額が配当控除額及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除額の合計額を超える者
 ②その年中の給与等の収入金額が、**2,000万円**を超える者
 ③同族会社の役員及びその親族等で、その法人から給与等以外に貸付金の利子や地代家賃等の支払を受けている者
 ④災害を受けたため、その年中に給与等について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた者
 ⑤常時2人以下である場合の家事使用人や外国の在日公館に勤務する者など、給与等の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている者
 ⑥退職手当等の支給時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%（20.42%）の税率で所得税を源泉徴収された者で、その徴収された税額が正規の税額よりも少ない者
 ⑦その年の所得について、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）の適用を受けようとする者

所 得 金 額 の 計 算 (I)

利子所得 (所23)(所182) (措8の5) (措8の4) (措3)	収入金額=所得金額 □特定公社債等…申告分離課税 □特定公社債等以外…源泉分離課税 □源泉徴収税率… 20% （20.315%）（所得税15%（15.315%）・住民税5%）
--	---

配当所得 (所24) (所182) (措8の5) (措8の4) (措9の3) (所92) (措37の12の2)	収入金額-（元本取得のための負債利子÷12×元本所有期間の月数）=所得金額 配当金の区分 上場株式（大口株主以外） 選 �抵抗 課 税 方 法 申告不要 総合課税 申告分離課税 源 泉 徴 収 税 率 20%（20.315%） （所得税15%（15.315%）・住民税5%） 負 債 利 子 の 控 除 × ○ ○ 配 当 控 除 × ○ ○ 上場株式等の譲渡損失との損益通算 × × ○ 配当金の区分 非上場株式・上場株式（大口株主） 少額配当 少額配当以外 課 税 方 法 申告不要 総合課税 総合課税 源 泉 徴 収 税 率 20%（20.42%） （住民税なし） 負 債 利 子 の 控 除 × ○ ○ 配 当 控 除 × ○ ○ 上場株式等の譲渡損失との損益通算 × × ○
---	--

※大口株主…持株比率3%以上の個人株主
 ※少額配当…1銘柄1回10万円×配当等の計算期間の月数÷12以下の金額のもの
 ※配当所得の計算上生じた損失は、他の所得と通算できない

不動産所得 (所26) (措25の2)	総収入金額-必要経費=所得金額 ○下宿等のように食事を供する場合は事業所得又は雑所得、アパートや賃間等のように食事を供さない場合は不動産所得 ○借地権又は地役権の設定による特定のものは譲渡所得 ○青色申告者の場合は青色申告特別控除（2頁参照）あり 事業的規模でない不動産貸付業の場合は 10万円 控除のみ △事業的規模の判定 原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断する。ただし、建物の貸付けについては、5棟10室基準に当てはまれば、事業として行われているものとして取り扱われる ※不動産所得の計算上生じた損失は、2頁損益通算参照
----------------------------------	---

事業所得 (所27) (措27) (措26)	総収入金額-必要経費=所得金額 ※室内労働者等に該当する場合、必要経費に算入すべき金額の合計額が 55万円 に満たないときは、 55万円 を必要経費とする。ただし、総収入金額を限度とする □社会保険診療報酬 5,000万円 以下、かつ、医業等の総収入金額が 7,000万円 以下の場合は選択により、下記速算表による金額を必要経費の額とすることができます（確定申告書に記載を要す） 社会保険診療報酬 必要経費 2,500万円以下 診療報酬×72% 2,500万円超 3,000万円以下 ✕ ×70% + 50万円 3,000万円超 4,000万円以下 ✕ ×62% + 290万円 4,000万円超 5,000万円以下 ✕ ×57% + 490万円
--	--

所 得 金 額 の 計 算 (II)

確定申告をしなくてもよい者

- ①その年分の所得の合計額が、すべての所得控除額の合計額よりも少ない者、又は所得控除額の合計額を超える所得金額に対する所得税額が、配当控除額及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除額の合計額以下の者
 ②その年中の給与等の収入金額が**2,000万円**以下で、次の①又は④に該当する者（但し「確定申告をしなければならない者」の欄③、④、⑤、⑦の各項に該当する者を除く）
 ①給与等を1か所から受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が**20万円**以下の者
 ②給与等を2か所以上から受けている者で、次の④又は⑤に該当する者
 ④從たる給与等の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の所得との合計額が**20万円**以下の者
 ⑤給与等の収入金額の合計額が、社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の各控除額の合計額に**150万円**を加算した額以下の金額で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が**20万円**以下の者
 ③その年中の源泉徴収対象の公的年金等の収入金額が**400万円**以下でその年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が**20万円**以下の者（但し、住民税の申告が必要な場合あり）

計 算 (I)

給与所得 (所28) (措41の3の3)	収入金額-給与所得控除額（上限 195万円 （子育て世帯等は 210万円 ））=所得金額 ※その年分の給与等の収入金額が 850万円 を超える、①～③の子育て世帯等は下記の金額を給与所得の金額から控除する ①本人が特別障害者に該当する者 ②年齢23歳未満の扶養親族を有する者 ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 （給与等の収入金額（上限 1,000万円 ）- 850万円 ）×10% ※その年分の給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10万円 を超える場合は、次の金額を給与所得の金額から控除する 給与所得控除後の給与等+公的年金等に係る雑所得- 10万円 ※特定支出の額が給与所得控除額×1/2を超える場合は、確定申告書を提出することによりその超える部分が控除される
譲渡所得 (所33) (所令82)	短期譲渡 取得日以後 5年 以内にした譲渡 長期譲渡 短期譲渡に該当しない譲渡 ※自己の研究の成果である特許等は 5年 以内でも長期譲渡に該当
総所得 (所22)	譲渡損益 = 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) 短期譲渡益 - 特別控除額※ 1,50万円 = 短期譲渡所得 長期譲渡益 - (譲渡益を限度) = 長期譲渡所得※ 2 ※1 特別控除額を控除する順番は、短期譲渡益から控除する ※2 長期譲渡所得の金額はその 1/2 が総合課税の対象になり、損益通算をする場合には通算後の長期譲渡所得× 1/2
金額 (所61) (措31の4)	取得価額、設備費及び改良費の合計額とし、償却資産の場合は減価償却費相当額を控除する（非事業用資産の耐用年数は法定耐用年数の1.5倍（1年未満の端数は切捨て）、経過年数の端数は6月末満は切捨て、6月以上は1年とする） ①昭27・12・31以前より所有していた資産 ①土地建物等の場合…原則として収入金額の 5% （実際の取得費が収入金額の5%を超えるときはその実際の価額）とする（昭28・1・1以後に取得した土地建物等の場合もこれに準じて計算できる） ②土地建物等以外の資産の場合…昭28・1・1現在の相続税評価額+昭28・1・1以後の設備費・改良費（減価償却費相当額を控除する） ※通常は収入金額の 5% として差し支えない ②相続・贈与（法人より受けたものを除く）等により取得した資産…被相続人または贈与者の取得費・取得日等を引き継ぐ但し限定承認に係る相続及び限定承認に係る包括遺贈の場合は相続又は遺贈の時の価額とする ③個人から時価の 2分の1 未満の低額で取得した資産…譲り受けた者と譲り渡者の取得費等のいすれか多い方の価額 ④交換・買取等により取得した資産で交換等の際に課税繰延の特例の適用を受けたものの…旧資産の取得費等を基礎に圧縮計算された取得費+その後の設備費等 ⑤土地の長期貸付（借地権設定）の場合 当該土地等の取得費 × 権利金等の額 権利金等の額+底地の価額 譲渡費用とは資産の譲渡に係る次に掲げる費用（取得費とされるものを除く）をいう。 ①仲介手数料、②運搬費、③登記若しくは登録に要する費用その他の当該譲渡のために直接要した費用、④既に売買契約を締結している資産更に有利な条件で他に譲渡するため当該契約を解除したことにより支出手する違約金その他の当該資産の譲渡価額を増加させるため当該譲渡に際して支出した費用 ※+ 土地建物等の譲渡費用
金額 (所60) (所168) (所令174)	